

産廃処理業者情報公表制度について

制度の概要と報告書の作成要領

目 次

1	産廃処理業者情報公表制度の趣旨・目的	・・・	1
2	産廃処理業者情報公表制度の概要	・・・	2
3	報告書の全体像	・・・	3
4	報告書の作成要領等	・・・	4
5	報告書記載例	・・・	12

平成24年4月
京都市環境政策局

1 産廃処理業者情報公表制度の趣旨・目的

(1) 産業廃棄物処理業者の役割

循環型社会の推進に重要な役割を果たす産業廃棄物処理業者は、適正処理や環境保全対策に加え、環境に配慮した事業運営を行うとともに、地域社会への貢献や情報発信を積極的に行うことで、自らを高め、排出事業者や地域の信頼を獲得していかなければなりません。このことは、京都市が平成23年3月に策定した「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」にも掲げています。

(2) 「産業廃棄物自主行動計画制度」の見直しと新制度の実施

平成23年度から廃棄物処理法に基づく「優良産廃処理業者認定制度」が施行されたことなどを踏まえ、京都市では要綱に基づき平成18年度から実施してきた「産業廃棄物自主行動計画制度」(処理業者の部分)を改め、平成24年4月から新たに「産廃処理業者情報公表制度」(以下「本制度」といいます。)をスタートすることとしました。

(3) 排出事業者の処理責任と処理業者の優良化

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。委託先の産廃処理料金が極端に安い場合は、適正処理に必要なコストが確保できない結果、不法投棄などの不適正処理につながるおそれがあります。そこで、料金だけで処理業者が判断されるのではなく、事業内容の透明性が高く、適正処理や環境に対する意識の高い処理業者が選択されることで、排出事業者の処理責任が全うできるようにするとともに処理業者の優良化を推進しなければなりません。

また、産廃処理の透明化が進めば、市民の産廃処理に対する理解と信頼を得ることができます。

(4) 廃棄物処理法に基づく「優良産廃処理業者認定制度」

法による「優良産廃処理業者認定制度」は、排出事業者が優良業者に産廃処理を委託しやすい環境を整備することを目的としています。この制度では、一定の優良基準[※]に適合すると優良処理業者として認定され、許可期間の特例(通常5年を7年とする)が適用されるとともに、優良マーク入り許可証が交付されます。また、優良認定を受けた処理業者の情報は、インターネットを通じて広く発信されます。

ただし、優良基準を直ちに全て満たすことは容易ではありません。

※ 優良基準

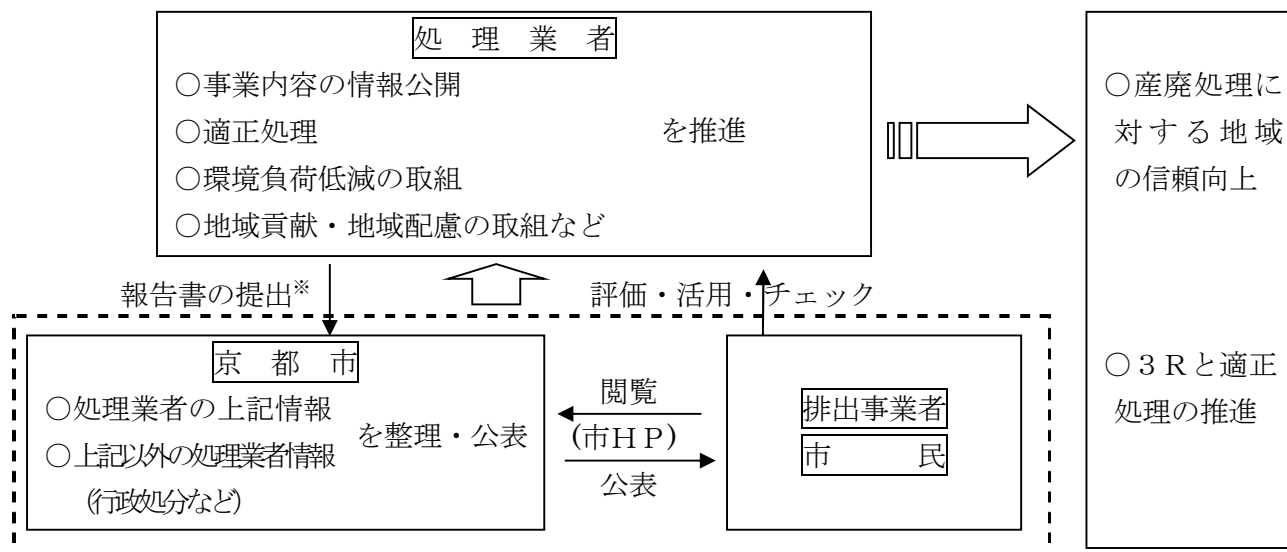
- ① 遵法性, ② 事業の透明性(インターネットによる情報の公表), ③ 環境配慮の取組,
- ④ 電子マニフェストへの対応, ⑤ 財務体質の健全性, に関する基準があります。

(5) 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進

そこで、優良認定された処理業者以外についても事業の透明性や前向きな取組等が評価されるよう、また、優良認定取得に向けたステップアップにつながるよう、情報公開を進めていきます。

2 産廃処理業者情報公表制度の概要

<イメージ図>



(1) 制度が目指す方向

- 〇 処理業者が自ら事業の透明性を高め、適正処理、環境負荷低減、地域貢献などの取組を進めていくことによって、産廃処理に対する地域の信頼が向上し、産廃の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理が推進すること、そして、循環型社会の構築に向かっていくことが、本制度の目指すものです。本制度は、産廃処理の体制がこのような方向に進むことを後押しします。（図の太い矢印）

(2) 各々の役割と報告書の提出*・公表

- 〇 処理業者は、情報公開、適正処理、環境負荷低減、地域貢献などの各取組などを進めます。これらの取組状況等について、報告書を京都市に提出します。
- 〇 京都市は、処理業者から提出された報告書の内容を確認・整理し、分かりやすい形でホームページで公表します。また、これ以外にも京都市が保有する処理業者に関する情報（行政処分情報など排出事業者等に役立つもの）を併せて発信します。
- 〇 排出事業者は、産廃の処理責任を果たすことができるよう、処理業者の情報収集に努め、処理を委託するときは、3Rの推進や適正処理の確保の観点から適切な処理業者を選択します。選択にあたって、京都市の整理・公表した産廃処理業者に関する情報等を活用します。
- 〇 市民は、産廃の3Rや適正処理の推進が地域の生活環境の保全に大きく関わる問題であることを認識します。京都市の産廃に関する情報を見て、地域の処理業者がどのような事業活動をしているかをチェックします。

※ 報告書の提出は、京都市で産業廃棄物処分業の許可を有する処理業者（市内の中間処理業者）が対象となります。（自主的に提出するものです。）

3 報告書の全体像

本制度に基づき、処理業者（市内の中間処理業者）から京都市に提出された報告書（産廃処理に関する事業内容等報告書）の内容は、すべて京都市のホームページで公表します。

報告書の全体像と記載項目の趣旨は次のとおりです。

（１）基本情報（第１面）

処理業者の基本的な情報を記載します。

事業場の名称・所在地や産廃処分業の許可内容、財務諸表の公開状況のほか、自社紹介・PR欄があります。自社紹介・PR欄は、処理業者の特徴や持ち味を簡潔に示すことで、排出事業者・市民がその処理業者を理解しやすくするために設けたものです。

（２）事業内容（第２面）（第３面）

事業場で産廃がどのように処理されているかが分かるよう、処理工程図や写真を掲載します。会社全体で１年間に受け入れた産廃の品目ごとの量や処理後の最終処分（埋立・再生）までの流れがどうなっているかを記載する欄もあります。また、施設見学の受入状況もここに記載します。

事業内容を明らかにすることで処理の透明性を評価してもらいます。

（３）適正処理・コンプライアンス確保の取組（第４面）

適正処理・コンプライアンス（法令遵守）を確保するために、どのような取組をしているか、社員研修の実施その他の取組の状況を記載します。

適正処理・コンプライアンスの意識の高さを評価してもらいます。

（４）環境負荷低減（３Rの推進，地球温暖化防止等）の取組（第５面）

環境マネジメントシステムの導入状況や環境報告書の作成状況、また、京都市が実施している環境施策に対する取組状況その他について記載します。産廃処理という環境に関わる事業を営む者として、３Rの推進や地球温暖化防止に向けて積極的に取り組む姿勢を評価してもらいます。

（５）地域社会への貢献，地域への配慮（第６面）

地域社会の一員として、また、産廃処理に対する地域の信頼を得るために、どのような取組を行っているかを記載します。地域社会を構成する一市民・一企業としての意識の高さを評価してもらいます。

4 報告書の作成要領等

(1) 報告書（産廃処理に関する事業内容等報告書）の作成

市内の中間処理業者の方に、様式に従って事業内容等の報告をしていただきます。
報告書の様式は、京都市のホームページでダウンロードが可能です。

京都市 産廃処理業者情報公表制度 検索

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/kankyo/sanpai/JS/>

- 報告書の提出は義務ではありません。また、必ずしも各記載項目のすべてを埋める必要はありませんが、実際の処理状況・取組状況をできる限り報告書に反映していただくことで、事業内容の情報公開、適正処理の推進、環境負荷の低減などに積極的に取り組んでいることをアピールしてください。
- 報告書の作成要領や記載例は、本頁以降を参照ください。項目によっては、記載内容を証明するための書類の添付又は提示が必要なことがあります。
- 各項目の記載状況については、別途、本市で一覧表を作成し、報告書と併せて市のホームページに掲載します。
- 提出した報告書の内容に変更があったときは、速やかに変更の報告をしてください。また、1年に1回は報告書の内容を点検してください。情報の更新状況を見て、市から更新を求めることがあります。

(2) 報告書の提出先

報告書の提出先は下記のとおりです。可能な限り、電子ファイルにより提出していただきますようお願いいたします。

<提出先>

京都市 環境政策局 廃棄物指導課

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7F

電話：075-366-1394 ファックス：075-221-6550

Email：hic@city.kyoto.lg.jp

(3) 作成要領

ア 全体を通じて

- 該当する□にチェックを入れて、必要事項を御記入ください。
- 該当欄に記載しきれないときは、別紙に記載し添付していただいてもかまいません。
- 記載すべき事項が、自社ホームページなどインターネット上で整理・公表されている場合は、当該箇所のURL（アドレス）を記載してください。
- 報告書は市ホームページで公表しますので、個人情報等は記載しないでください。
- 複数の施設がある場合等は、必要に応じて様式をコピーして使用してください。

イ 各項目の説明

(第1面) 基本情報	
項 目	説 明
事業場の名称	産業廃棄物の処分業（中間処理）を行っている京都市内の事業場の名称と所在地を記入してください。番号をふるなどして、複数の事業場を一つの欄に記載して差し支えありません。
事業場の所在地	
自社ホームページ	自社のホームページをお持ちの場合は、そのURL（アドレス）を記載してください。
許可書の写し	京都市長が発行した産業廃棄物処分業（中間処理）の許可証の写しについて、インターネット上に公開している場合はそのURLを記載し、公開していない場合は報告書に添付してください。
財務諸表の公表 （法人の場合）	<p><財務諸表とは> 財務諸表とは、①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書及び④個別注記表のことです。（これらの書類は、処理業の許可申請時に、直前の3事業年度分のものを添付しなければなりません。）</p> <p><この項目の趣旨> 排出事業者から見て、処理委託先の財務状況は大事な情報の一つです。また、廃棄物処理法の「優良産廃処理業者認定制度」では、財務諸表をインターネットで公表していることが認定基準の一つになっています。</p> <p>既にインターネットで財務諸表を公表している場合はそのURL（アドレス）を記載し、公表していない場合は報告書に添付していただくことで市ホームページで公表します。</p> <p>公表する・しないは自由ですが、これまで公表していない処理業者の方は、是非、将来の「優良認定」取得も念頭に、公表を進めてください。また、財務諸表そのものを公表しない場合でも、他の財務状況を示す資料や経営の安定性を示す情報を添付・記載するなど、できる限り財務状況や経営安定性が分かるようにしてください。</p>
自社紹介・PR	<p><この項目の趣旨> どのような会社であるかを排出事業者が容易にイメージできるよう、自社の特徴、実績、技術、営業方針などを、セールスポイントのPRを兼ねて簡潔に記載してください。</p> <p><留意事項> 200字以内でアピールしてください。（自社ホームページの該当箇所のURL記載は字数に含めません。）</p> <p>なお、本制度の趣旨から、低料金であることのPR（例えば「どこよりも安い」）、誇大な表現、誤解を招く表現はしないでください。</p>

(第2面) (第3面) 事業内容

項目	説明
事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	<p><この項目の趣旨></p> <p>産廃処理に対する排出事業者や市民の理解や信頼が得られるよう、受け入れた産業廃棄物について、事業場内でどのような工程を経て中間処理や再生を行っているかを処理工程図で示していただくものです。</p> <p>廃棄物処理法の「優良産廃処理業者認定制度」では、事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図をインターネットで公開していることが認定基準の一つになっています。</p> <p>既にインターネットでこれを公表している場合はそのURLを記載し、公表していない場合は報告書に工程図を記載又は添付していただくことで、市のホームページで公表します。どのように処理・再生をしているかということは、事業内容そのものとも言えます。是非、処理工程図を作成・公表していただきたいと考えています。</p> <p><記載事項の概要・留意点></p> <p>処理工程図では、受け入れた産業廃棄物の種類に応じて、脱水、焼却、油水分離、中和、破砕、洗浄、選別その他の処理や再生がどのような順序で実施されているかについてブロック図等で表してください。ブロック図等は廃棄物の受入れから中間処理・再生までの各工程の順序がわかるように表してください。工程ごとの処理方法の名称は、可能な限り、一般的なものを用いてください。</p> <p>さらに、排ガス・排水・残渣物を処理し、事業場外へ排出する工程等も全て記載してください。</p> <p>なお、企業秘密に該当するような、詳細な技術内容については掲載する必要はありません。</p>
産業廃棄物の一連の処理の行程	<p><この項目の趣旨></p> <p>受け入れた産業廃棄物の処理・再生について、何を、どれだけ、どのように行ったのか。また、中間処理や再生を行った後の物が、どれだけ、どのように流れ、最終的にどうなったのか。このような最終処分に至るまでの一連の処理のプロセスを明らかにすることが、産廃の適正処理に対する排出事業者や市民の信頼の確保につながります。</p> <p>また、廃棄物処理法の「優良産廃処理業者認定制度」では、1年間のこのような産業廃棄物の一連の処理の行程をインターネットで公表していることが認定基準の一つになっています。</p> <p>既にインターネットでこれを公表している場合はそのURLを記載し、公表していない場合は報告書に記載又は添付していただくことで、市のホームページで公表します。「優良認定」を取得されていない処理業者の皆様も、将来の認定取得も念頭に、是非、優良基準をクリアできるような行程図を作成・公表していただきたいと考えています。</p> <p>事情により記載すべき事項の一部を書くことができない場合であって</p>

も、以上の趣旨をご理解いただき、例えば、産業廃棄物の量を明示できなくても概数を記載する、あるいは種類ごとの割合や持出先ごとの割合を示すなどの工夫をして、できる限り具体的に処理の行程を示し、事業の内容を明らかにしてください。

＜記載事項の概要・留意点＞

最近の1年間^{※1}に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物^{※2}について、最終処分^{※3}が終わるまでの一連の流れをフロー図にするとともに、①～⑤の事項を記載します。「記載例」(p13)を参考に作成してください。

※1 基本的には前年度1年間でよいが、直近2年以内であれば任意の1年間で可(「優良産廃処理業者認定制度」では、情報公表日の前々月までの1年間とされている)。期間は明記すること。

※2 事業場が複数ある場合は各事業所の受入れ分を合わせたもの

※3 埋立処分、海洋投入又は再生

① 産業廃棄物の種類ごとの受入量

- ・ 1年間の受入量です。産業廃棄物の種類は、必ずしも法令に規定されている名称を用いる必要はなく、何に該当するかが分かれば、産業廃棄物の具体的な名称などでも差し支えありません。
- ・ 「記載例」(p13)では、受入量の合計と種類ごとの割合(全体の何%を占めているか)もわかるようにしています。
- ・ 受入量や処分量などは、前年度の数値を用いる場合は、毎年ご提出いただいている「産業廃棄物処理実績報告書」と合っているか確認してください。

② 処分方法ごとの処分量

- ・ 破碎、選別、焼却等の処分方法ごとに記載します。
- ・ 焼却等により減量した量も分かるようにしてください。

③ 報告に係る1年間の末日現在の保管量

- ・ 処理前、処理後を問わず、産業廃棄物に該当するものの保管量を記載してください。「記載例」(p13)では、処理前のものと処理後のものを区別して記載しています。

④ 処分(再生)後の産業廃棄物(再生品)の持出先ごとの持出量

- ・ 持出先の具体的な社名を書かない場合は、「記載例」(p13)のように「A社」「B社」という書き方で結構です。
- ・ 持ち出した産業廃棄物が持出先で改めて処理(焼却、破碎、埋立て、再生など)される場合は、持出先の左肩に「処理委託」と記載します。
- ・ 再生利用のため持出先に売却する場合は、持出先の左肩に「売却」と記載してください。
- ・ 持出量が少ない持出先(概ね全体の5%未満の排出量で上位5者に該当しないもの)については、「その他」として一括して記載して差し支えありません。
- ・ 「記載例」(p13)では、持出量の合計と持出先ごとの割合(全体の何%を占めるか)もわかるように記載しています。

	<p>⑤ 各持出先における産業廃棄物（再生品）の処分方法（利用方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> 持出先で産業廃棄物を処理する場合は、処分方法を「焼却処理」「安定型最終処分場へ埋立て」「管理型最終処分場へ埋立て」「〇〇に再生」などと記載します。最終処分場は安定型・管理型の区別をしてください。 再生品については、持出先の利用方法を具体的に「〇〇に利用」などと記載します。 <p>⑥ ④⑤の補足</p> <ul style="list-style-type: none"> この項目「産業廃棄物の処理の行程」では、最終処分（埋立てや再生）が終了するまでの流れを記載することとしています。したがって、産業廃棄物の持出先でその産業廃棄物が処分された後に、さらに別の場所へ持ち出される場合は、最終処分が終了するまでの持出先まで記載します。「記載例」（p13）では持出先のA社で焼却した後に、燃え殻がB社の管理型処分場へ埋め立てるまでを記載しています。 <p>なお、持出量については、直接の持出先までの記載で構いません。</p>
処理状況の写真	<p><この項目の趣旨></p> <p>受け入れた廃棄物が事業場内でどのような状態で保管され、どのような施設で処理され、また処理後の廃棄物・再生品がどのような状態にあるかを排出事業者や市民がわかるように写真で示してください。また、必要に応じて写真の説明を記入してください。既にインターネットで写真を公開している場合は、報告書への写真添付は不要です。そのURLを記載してください。</p> <p><留意点></p> <p>複数の施設がある場合は第3面をコピーして使用してください。 写真は、できるだけ新しいものを添付してください。</p>
インターネットライブカメラの設置	<p>事業場にインターネットライブカメラを設置している場合は、そのURLを記載してください。</p>
（第4面）適正処理・コンプライアンス確保の取組	
項 目	説 明
社内・社外での研修及び社員教育	<p><この項目の趣旨></p> <p>適正処理・コンプライアンス確保（法令遵守）の取組として、記載例（p15）を参考に社員研修や社員教育の概ね1～2年の実績を記載してください。</p>
産廃処理業の許可申請に関する講習会修了者等	<p><この項目の趣旨></p> <p>（財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」修了者等の人数を記載例（p15）を参考に記載してください。</p> <p>産廃処理に必要な知識や技術を有していることを確認する趣旨です。</p>

<p>その他の適正処理・コンプライアンス確保の取組</p>	<p><この項目の趣旨> 上記の項目以外に適正処理・コンプライアンス確保の取組を実施している場合は、記載例（p15）を参考に、その取組内容をできるだけ具体的に記載してください。</p>
<p>（第5面）環境負荷低減（3Rの推進，地球温暖化防止等）の取組</p>	
<p>項目</p>	<p>説明</p>
<p>環境マネジメントシステムの導入状況</p>	<p><環境マネジメントシステムとは> 事業運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境マネジメントといい、このための工場や事業場内の体制・手続等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。 環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があります。他にも地方自治体、NPO等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものには、例えば、京都から発信されたKESがあります。</p> <p><この項目の趣旨> 近年、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていくことが求められており、社会的な意識が高まっています。 産廃処理という環境に関わる事業に携わる処理業者の皆様が環境マネジメントシステムの認証を取得し、自主的に環境保全に関する取組を進めていることをアピールしていただきたいと考えています。 なお、各認証制度の詳細は、それぞれのホームページなどを参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001 http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html ・エコアクション21 http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html ・KES http://www.keskyoto.org/kesinfo.html <p><記入要領及び注意点> これらの認証制度による認証は、事業所単位で取得するものですが、市内で認証を取得しているものについて、認証取得年月日等を記載してください。</p>
<p>環境報告書の作成</p>	<p><環境報告書とは> 環境報告書とは、企業などが、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO2排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、名称や発信媒体を問わず、定期的に公表するものです。</p> <p><この項目の趣旨> 処理業者の皆様には、環境報告書を作成し、冊子・印刷物・インターネット等の形式で定期的に公表することで、環境保全に向けた取組を自主的</p>

	<p>に改善する契機にさせていただくとともに、社会の信頼獲得に役立てていただきたいと思います。</p> <p>環境に対する取組に関する情報についても、できるだけ地域への公表を進めてください。</p>
<p>京都市の環境施策に対する取組</p>	<p><この項目の趣旨></p> <p>京都市では、京都議定書が採択された都市として先導的な役割を果たすため、温室効果ガスの排出量を大幅に削減することにより持続可能な低炭素社会を目指し、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者のそれぞれも、地球温暖化の問題に向き合い主体的に行動することとしています。</p> <p>このような趣旨に御賛同いただき、処理業者の皆様も、この欄に掲げた施策に限らず、地球温暖化防止に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。</p> <p><この欄に掲げた施策の概要></p> <p>この欄には、地球温暖化防止等を目的として京都市独自に実施している施策を3つ掲げました。</p> <p>①「エコドライブ推進事業所」の登録</p> <p>エコドライブ推進事業所とは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を大きく減らし、経費節減にもつながる自動車の運転方法であるエコドライブを積極的に実践し、その普及啓発にも一役買っていただく事業所です。</p> <p>推進事業所に登録していただくと、エコドライブ推進に関して京都市が様々な支援を行います。</p> <p>詳細については下記ホームページを参照してください。</p> <p>https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000149718.html</p> <p>②「DO YOU KYOTO? クレジット制度」の登録・認証等</p> <p>市民、事業者による主体的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、省エネ活動などにより実現したCO₂の削減量を京都市がクレジットとして認証し、取引する制度です。</p> <p>制度の流れとしては、中小事業者や市民・商店街等のコミュニティが省エネ活動や設備更新により実現したCO₂の削減量を、取引可能なクレジットとして京都市が認証し、クレジット量に応じた奨励金を交付します。また、京都市が保有するクレジットを、市内でイベントを実施する事業者や大規模事業者に売却し、カーボン・オフセットに活用します。</p> <p>京都で創出されたクレジットが京都で活用されるとともに、イベント参加者や大企業の資金が中小事業者やコミュニティの活動を支えるという、京都ならではの「地産地消」型のクレジット制度です。</p> <p>詳細については下記ホームページを参照ください。</p> <p>https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000104892.html</p> <p>③ 京都市地球温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画書」等の提出</p>

	<p>京都市地球温暖化対策条例により、エネルギーの使用量等が一定要件以上の事業者は特定事業者とされ、温室効果ガスの排出量の削減に係る計画書を作成し、また、計画書を作成した年度ごとに、温室効果ガスの排出量、削減するために実施した措置等を記載した報告書を作成し、それぞれ市長に提出しなければなりません。</p> <p>また、同条例の改正（平成23年4月1日施行）により、市長は、提出された報告書の内容を、評価・公表し、削減目標の達成状況が特に優良である場合には、表彰することとされたほか、特定事業者には環境マネジメントシステムの導入・推進等が義務付けられました。</p> <p>なお、特定事業者以外の事業者も、温室効果ガスの排出の削減量等について、単独で又は共同して、計画書を作成し市長に提出することができます。</p> <p>詳細については下記ホームページを参照ください。 http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000099990.html</p>
その他の3R 推進・地球温暖化防止等の取組	<p><この項目の趣旨></p> <p>上記の項目以外に3R推進の取組、地球温暖化防止等の取組を実施している場合は、記載例（p16）を参考に、その取組内容をできるだけ具体的に記載してください。</p>
（第6面）地域社会への貢献，地域への配慮	
項 目	説 明
地域社会への貢献等に関する取組	<p><この項目の趣旨></p> <p>地域社会への貢献や地域への配慮に関する取組について、記載例（p17）を参考に、その取組内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>地域とのコミュニケーションに努めるなど、その一員としての責任を果たし、信頼の向上に努めてください。</p>

(第1面)

産廃処理に関する事業内容等報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)京都市長

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
 住 所 京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇号
 株式会社 〇〇〇〇
 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

押印は不要です。

京都市産業廃棄物処理業者の事業内容等に係る情報の公表に関する要綱第3条第1項の規定により、報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社 〇〇〇〇 〇〇センター
事業場の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
自社ホームページ	URL : http://www.kyoto/sanpai/kinyurei
許可証の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 別途、インターネットで公開 <input type="checkbox"/> 別添のとおり URL : http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/kyokasyo
財務諸表の公表 (法人の場合)	<input type="checkbox"/> 公表している <input type="checkbox"/> 直前3事業年度の財務諸表を <input type="checkbox"/> 別途、インターネットで公表している <input type="checkbox"/> 直前1事業年度 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり添付する。 URL : <input checked="" type="checkbox"/> 公表していないが、取引先には提示する <input type="checkbox"/> 公表していない なお、財務状況を示す資料として、この報告書に〇〇〇〇を添付する。
<自社紹介・PR> (記載例)	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表を公表しない場合でも、他に財務状況を示す資料や経営安定性を示す情報で添付・記載できるものがあれば、追記してください。

- ・主に〇〇と〇〇を受け入れ、〇〇や〇〇を行っています。
- ・関西有数の〇〇施設を備えています。
- ・〇〇や〇〇などのリサイクル事業に積極的に取り組んでいます。
- ・〇〇年に〇〇から〇〇〇として表彰されました(〇〇賞を受賞しました)。
- ・事業活動を通じ、地域の環境保全に貢献します。
- ・〇〇のため、次のような方針を定めています。(http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/housin)
- ・親切、丁寧な対応を心がけています。
- ・昭和〇〇年に創業し、〇〇年間の歴史と実績、経験があります。
- ・見積もり無料のため、お気軽にご連絡ください。(TEL〇〇〇 - 〇〇〇〇)

- ・自社の特徴、実績、技術、営業方針などを、セールスポイントのPRを兼ねて200字以内で簡潔に記載してください(自社ホームページの該当箇所のURL記載は字数に含めません)。
- ・本制度の趣旨から、低料金であることのPR、誇大な表現、誤解を招く表現はしないでください。

複数の事業場がある場合等は、必要に応じて様式をコピーして使用してください。

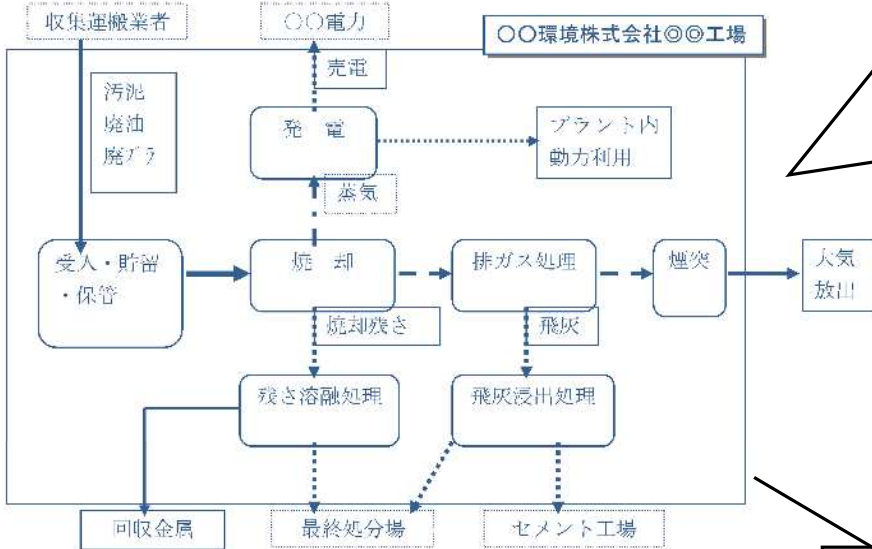
記載例

(第2面)

事業内容

<事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図>

- 別途、インターネットで公開 (URL :)
- 別添のとおり ■ 下記のとおり

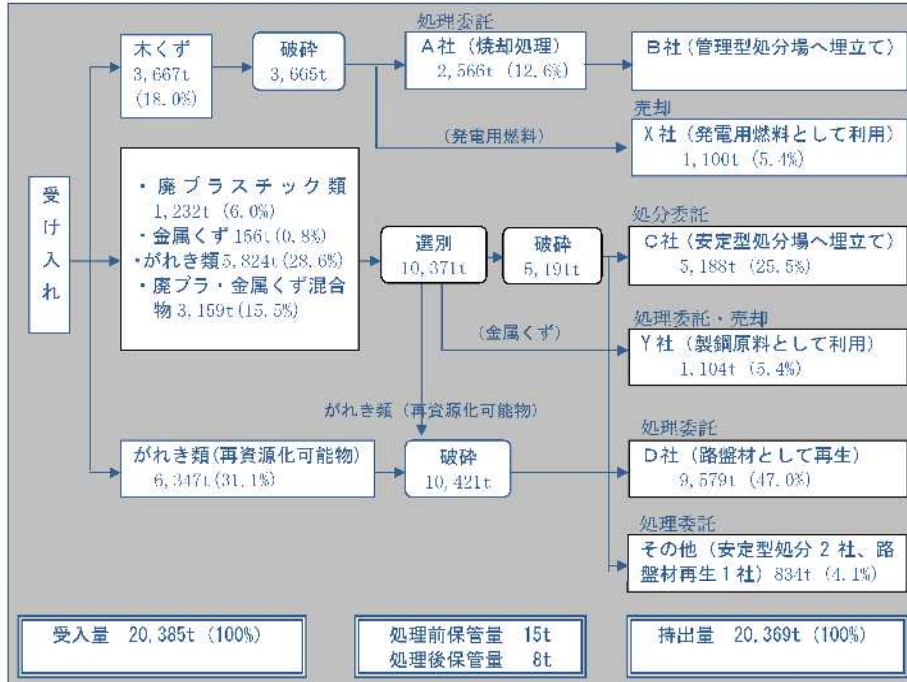


産業廃棄物の種類に応じて、各事業場における、脱水、焼却、油水分離、中和、破碎、洗浄、選別その他の処理がどのような工程を経て実施されているかが分かるようにブロック図等で表してください。
事業場外へ排出する行程等もすべて記載してください。

フロー図の記載例は p18 ~p19 にもあります。

<産業廃棄物の一連の処理の行程>

- 別途、インターネットで公開 (URL :)
 - 別添のとおり ■ 下記のとおり
- (平成〇〇年〇月~平成〇〇年〇月)



最近の1年間に受け入れた産業廃棄物について、最終処分(埋立て、再生)が終わるまでの一連の流れをフロー図にするとともに、次の①~⑤の事項を記載します。
①産業廃棄物の種類ごとの受入量
②処分方法ごとの処分量
③報告に係る1年間の末日の保管量
④処分(再生)後の産業廃棄物(再生品)の持出先ごとの排出量
⑤各持出先における産業廃棄物(再生品)の処分(利用)方法
※持出先の社名は「A社」等の匿名でも構いません。

施設見学の 受入状況	■ 実施している	<input type="checkbox"/> 実施していない
	対象者 (排出事業者, 近隣住民))
	受付方法 (電話により受付 (TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)))
	実績 (平成〇〇年度: 〇〇回, 〇〇名))

<処理状況の写真>	
受入廃棄物保管状況 (写真の説明等が必要な場合は以下に記入) ■ 別途、インターネットに掲載 (平成〇〇年〇〇月〇〇日撮影)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 25px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px;"> 写真 </div> インターネットで公開している場合 (URL : http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/hokansyasin)
処理施設 (処理工程) (写真の説明等が必要な場合は以下に記入) ■ 別途、インターネットに掲載 (平成〇〇年〇〇月〇〇日撮影)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 25px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px;"> 写真 </div> インターネットで公開している場合 (URL : http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/syorisyasin)
処理後廃棄物 (写真の説明等が必要な場合は以下に記入) ■ 別途、インターネットに掲載 (平成〇〇年〇〇月〇〇日撮影)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 25px; height: 150px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px;"> 写真 </div> インターネットで公開している場合 (URL : http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/syorigosyasin)
インターネット ライブカメラの設置	<input type="checkbox"/> 有 (URL :) <input checked="" type="checkbox"/> 無

適正処理・コンプライアンス確保の取組

概ね1～2年の実績を記載してください。

<社内・社外での研修及び社員教育>

(平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)

社員数〇〇人

	開催日	研修名・テーマ等（社外研修にあっては実施機関名・開催場所）	参加人数
社内	〇〇/〇〇/〇〇	廃棄物処理法の改正について	〇〇人
//	〇〇/〇〇/〇〇	マニフェスト法規関係	〇〇人
//	〇〇/〇〇/〇〇 ～〇〇/〇〇	〇〇〇など各部署における学習会を計〇〇回実施	〇〇人
社外	〇〇/〇〇/〇〇	平成〇〇年度〇〇研修 〇〇協会（京都市）	〇〇人
//	〇〇/〇〇/〇〇	廃棄物処理法基本講座 〇〇コンサルタント（大阪市）	〇〇人

<産廃処理業の許可申請に関する講習会修了者等>

(平成〇〇年〇〇月現在)

名称	人数
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会修了者	
■ 新規講習会（産業廃棄物の収集運搬課程）	〇〇人
■ 新規講習会（産業廃棄物の処分課程）	〇〇人
□ 新規講習会（特別管理産業廃棄物の収集運搬課程）	
□ 新規講習会（特別管理産業廃棄物の処分課程）	
■ 更新講習会（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程）	〇〇人
□ 更新講習会（産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程）	
廃棄物処理施設技術管理者	〇〇人
その他（ ）	

※ 新規講習会は修了後5年まで、更新講習会は修了後2年までの人数を記載してください。

<その他の適正処理・コンプライアンス確保の取組>

(記載例)

- ・廃棄物の適正処理の推進について、社内目標を設定し従業員に周知しています。
- ・適正処理確保のための業務マニュアルを整備しており、従業員が常に使用できる状態としています。
- ・収集運搬車両にはGPSを導入し、運行状況を管理しています。
- ・〇〇〇など、事業場内の安全管理を徹底しています。
- ・〇〇を実施するなど、顧客に対しても適正処理に関する情報を積極的に提供しています。

・取組内容は、できるだけ具体的に記載してください。

インターネットで公開している場合

(URL : <http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/tekiseisyori>)

(第5面)

環境負荷低減（3Rの推進、地球温暖化防止等）

認証を取得している場合は、
認証書の写しを報告時に添付
(又は提示) してください。

<環境マネジメントシステムの導入>

- ISO14001 (認証取得年月日：平成 年 月 日)
- KES認証取得 (ステップ1 ステップ2) (認証取得年月日：平成 〇〇年〇〇月〇〇日)
- エコアクション21 (認証取得年月日：平成 年 月 日)
- その他の規格 () (認証取得年月日：平成 年 月 日)

<環境報告書の作成>

- 作成している (URL：<http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/houkoku>)
(直近の作成年月日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日)
- 作成していない

<京都市の環境施策に対する取組>

- 「エコドライブ推進事業所」の登録 (登録年月日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日)
- 「DO YOU KYOTO? クレジット制度」の登録、認証等
- 排出削減プロジェクトの登録 (登録年月日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日)
(プロジェクト期間：平成 〇〇年 〇〇月～平成 〇〇年 〇〇月)
(削減見込量： 〇〇〇〇 t-CO₂)
- 上記プロジェクトによるクレジットの認証 (認証年月日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日)
(認証量： 〇〇〇〇 t-CO₂)
(認証期間：平成 〇〇年 〇〇月～平成 〇〇年 〇〇月)
- クレジットの購入 (購入 (償却) 年月日：平成 年 月 日)
(購入 (償却) 量： t-CO₂)
- 京都市温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画書」等の提出
- 「事業者排出量削減計画書」の提出 (提出年月日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日)
- 「事業者排出量削減報告書」の提出 (提出年月日：平成 年 月 日)
- 計画書提出事業者に対する市長表彰の受賞 (表彰年月日：平成 年 月 日)
- ※ 計画書・報告書の提出年月日は、直近のものについて記入してください。

<その他の3R推進・地球温暖化防止等の取組>

(記載例)

- ・〇〇〇のリサイクル技術の開発に取り組んでいます。
- ・顧客に対して積極的に廃棄物の減量やリサイクルの情報を提供しています。
- ・〇〇名の社員が3R・低炭素社会検定に合格しています。
- ・グリーン購入ガイドラインを参照し、グリーン購入に取り組んでいます。
- ・〇〇〇によるカーボン・オフセットに取り組んでいます。
- ・低公害車・低燃費車の導入を推進しています。
- ・社屋の屋上緑化など事業場内の緑化に努めています。

・取組内容は、できるだけ具体的に
記載してください。

インターネットで公開している場合

(URL：<http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/kankyo>)

地域社会への貢献，地域への配慮

＜地域社会への貢献等に関する取組＞

(記載例)

- **(〇〇協会に加入し，協会活動を通じて) (〇〇協議会の会員として) (行政と連携して) 〇〇〇を(年に〇回程度)行っています。**

• 地域貢献の取組は，単独で行っているものはもちろん，加入している団体の活動などを通じて関わっているものも記載することができます。

• 例えば，次のような取組が考えられます。

＜周辺地域への貢献＞ … 地域清掃，地域イベントへの参加 など

＜環境分野での貢献＞ … 不適正処理パトロール，不法投棄物の撤去，啓発活動 など

＜その他＞ … ペットボトルのキャップの再資源化で得た売却益で発展途上国の子供達にワクチンを贈る「エコキャップ運動」 など

• 取組内容は，概要，頻度なども分かるように，できるだけ具体的に記載してください。

- **地元への施設公開・見学会を定期的を開催しています。**
- **騒音，振動，粉塵，臭気等の状況について，定期的に周辺住民の意見を聴き，改善に努めています。**
- **地域社会の信頼を得るため，事業の内容や施設の維持管理状況，環境保全の取組などについて，インターネット等を通じ広く情報発信しています。**

インターネットで公開している場合

(URL : <http://www.kyoto/sanpai/kinyurei/tiiki>)

注 該当する口は，■のように塗りつぶしてください。